

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 土地改良区の定款の変更の認可（農村整備課）
- 土地改良事業の認可申請の適否の決定（〃）
- 保安林の指定の解除予定（二件）（造林課）
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについての同意を求めるための発起人の届出（水産課）
- 土地収用法による事業の認定（管理課）
- 都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 開発行為に関する工事の完了（〃）
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（〃）
- 建築基準法による道路の位置の指定（建築課）
- 派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則（外勤課）
- ◇ 公安告示 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の掲示板の設置場所（捜査第二課）

## 告 示

鳥取県告示第二百十八号  
 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、赤碓町土地改良区の定款の変更を平成四年二月二十九日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

### 鳥取県告示第二百十九号

北条町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業北条（土下三号線）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
平成四年三月七日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第二百二十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡江府町大字杉谷字中谷尻り二六六の一・二七四の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百二十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡智頭町大字大屋字弥藤治五七六の一・五七六の四九から五七六の五三まで・五七六の五七から五七六の六〇まで・五七六の六五・五七六の六九から五七六の七一まで・五七六の九二・五七六の九三・五七六の九五・五七六の九六・五七六の九九から五七六の一〇八まで・五七六の一二三・五七六の一二五・五七六の一二七・五七六の一二九・五七六の一三一から五七六の一三五まで・五七六の一三七・五七六の一三八（以上三十九筆について次の図に示す部分に限る。）、五七六の九四、五七六の九七、五七六の一二四、五七六の一二六、五七六の一二八

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部造林課及び智頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第二百二十二号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第八十二条の二第二項及び第三項に規定する同意を求めることについて、発起人にならうとすることに係る届出があったので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

届 出 事 項		漁業者調書の縦覧	
発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区	漁業の区分	場 所
岩美郡福部村大字岩戸一四 西 田 富 一	福部加入区	漁業災害補償法 第一百四十二条号 に掲げる漁業	福部村漁業協同組合
岩美郡福部村大字岩戸二三七 小 泉 徳 松			
岩美郡福部村大字細川二四七―九 平 島 盛 雄			
西伯郡中山町大字御崎二九八			
			平成四年三月六日から同月二十日まで

森 長 武 志  
西伯郡名和町大字御来屋九九  
御来屋漁業協同組合  
組合長 松田新太郎  
理事

西伯加入区

小型定置漁業

中山漁業協同組合及び御来屋漁業協同組合

鳥取県告示第二百二十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 起業者の名称  
北條町
- 二 事業の種類  
北条町デイサービスセンター建設事業
- 三 起業地
- 1 収用の部分 東伯郡北条町大字上下字國分田地内
- 2 使用の部分 なし
- 四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所  
北條町役場

鳥取県告示第二百二十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、三朝町から三朝都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成二年八月三十一日鳥取県指令受都計三十一第一号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩倉字犬島、字犬島赤田及び字柏木（第二工区分）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九

日興土地観光有限公司

代表取締役 墨土健英

鳥取県告示第二百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画道路事業 三・四・五号福吉町生田線

三 事業施行期間

昭和六十三年六月十七日から平成五年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分 変更なし

2 使用の部分 なし

鳥取県告示第二百二十七号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を平成四年二月二十九日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

平成四年三月六日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 東伯郡羽合町大字田後 四三二 中国住宅産業株式会社 代表取締役 中西了介	道路の位置の指定場所 倉吉市大谷字小林一五 三〇一、一五四一、 一五五二及び八三一 三六の各一部並びに字 イザ原八八三一―一五三 の一部	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 四・〇〇～一〇・ 〇〇メートル 延長 六一・五〇メー トル
---	--	--

### 公安委員会規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成四年三月六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

#### 鳥取県公安委員会規則第四号

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則の一部を改正する規則

派出所、駐在所及び警備派出所の設置に関する規則（昭和三十八年十月鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表の鳥取県鳥取警察署の湯所警察官派出所の項中「円護寺」の下に「北園一丁目」を、「秋里」の下に「千代水一丁目、千代水二丁目、千代水三丁目、千代水四丁目」を加え、同表の鳥取県鳥取警察署の湖山町警察官

派出所の項中  
鳥取市湖山町  
を  
鳥取市湖山町西四丁目

に改め、「五反田町」を削り、「湖山町東二丁目」の下に「湖山町東三丁目、湖山町東四丁目」を加え、同表の鳥取県鳥取警察署の鳥取市布勢警察官駐在所の項中「岩吉」の下に「五反田町」を加え、同表の鳥取県倉吉警察署の竹田橋警察官派出所の項中「駄経寺町、駄経寺町二丁目」及び「新陽町」を削り、「巖城」を「巖城の一部（通称田内）」に改め、「昭和町一丁目、昭和町二丁目」及び「幸町」を削り、同表の鳥取県倉吉警察署の打吹警察官派出所の項中「新町二丁目」の下に「新町三丁目、新陽町、駄経寺町、駄経寺町二丁目、幸町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、巖城の一部（通称田内を除く。）、「福吉町、福吉町二丁目、西岩倉町、東岩倉町、西町、瀬崎町、越中町、旭田町、金森町、越殿町、広瀬町、鍛冶町一丁目、鍛冶町二丁目、河原町、余戸谷町、八幡町、みどり町」を加え、

同表の鳥取県倉吉警察署の福吉警察官派出所の項を削り、同表の鳥取県倉吉警察署の西倉吉警察官派出所の項中「余戸谷町、福守町」を「福守町」に改め、「八幡町」及び「横田」を削り、「秋喜」の下に「秋喜西町」を、「長坂町」の下に「長坂新町」を加え、「みどり町、長坂新町」を削り、同表の鳥取県倉吉警察署の倉吉市福富警察官駐在所の項中「志津」の下に「横田」を加え、同表の鳥取県倉吉警察署の三朝町三朝警察官駐在所の項中

三朝町三朝警察官駐在所

を

三朝町三朝温泉警察官駐在所

に

改め、「大字横手」の下に「大字余戸、大字片柴、大字坂本、大字三徳、大字俵原、大字吉田、大字高橋、大字西小鹿、大字東小鹿、大字西尾、大字神倉、大字中津」を加え、同表の鳥取県倉吉警察署の三朝町片柴警察官駐在所の項を削り、同表の鳥取県倉吉警察署の羽合町長瀬警察官駐在所の項中「大字長瀬」を「大字長瀬の一部（通称四ノ千石を除く。）」に改め、同表の鳥取県倉吉警察署の羽合町橋津警察官駐在所の項中「大字上橋津」の下に「大字長瀬の一部（通称四ノ千石）」を加え、同表の鳥取県倉吉警察署の角盤町警察官派出所の項中「日ノ出町」を「日ノ出町一丁目、日ノ出町二丁目」に改め、同表の鳥取県米子警察署の両三柳警察官派出所の項中「河崎」の下に「三本松一丁目、三本松二丁目、三本松三丁目、三本松四丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第二十七号

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第五条第二項又は第二十三條第二項（第二十四條第五項において準用する場合を含む。）による聴聞の期日及び場所を公示する鳥取県公安委員会の掲示板の設置場所は、次のとおりとする。

平成四年三月六日

鳥取県公安委員会委員長 松 田 喜代次

鳥取市東町一丁目二七一 鳥取県庁第二庁舎右横